

を行うものとする。

#### 17-4 起業地の範囲の検討

1. 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区间に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。
2. 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、調査職員と協議するものとする。

#### 17-5 事業認定申請図書の作成方法

1. 事業認定申請図書は、法第18条及び法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第2条並びに第3条に定めるところに従うほか、調査職員が別途指示する「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付13農振第3155号）」別記（I）用地調査等共通仕様書「別記12」の事業認定申請書等作成要領等により作成するものとする。

#### 17-6 事前審査用資料の作成方法

発注者が事業認定機関と事業認定申請に先立って行う事業認定申請図書の事前審査用資料の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとする。この場合において、事前審査に必要と認める参考資料を併せて作成するものとする。

#### 17-7 事前審査用資料の提出

受注者は、前条の事前審査用資料の作成が完了したときは、速やかに、調査職員に当該資料を提出するものとする。

#### 17-8 本申請図書の作成

事業認定機関との事前審査の完了に伴う本申請図書の作成は、調査職員の指示により事前審査用資料を修補し、又は補足資料を整備して行うものとする。

#### 17-9 裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の提出

裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の作成を完了したときは、速やかに調査職員に当該成果物を提出するものとする。

### 第18章 物件調書の作成

#### 18-1 物件調書の作成

受注者は、第6章及び第7章に定める業務の成果物より物件調書を作成するものとする。

### 第19章 保安林解除等申請図書の作成

#### 19-1 保安林解除等申請図書の作成

1. 保安林解除等申請図書の作成とは、保安林解除申請図書及び国有林野の使用申請図書の作成をいうものとする。